

紹介します introduce

群馬県農村生活アドバイザー及び青年農業者の認定について

農業の発展と魅力ある農村社会を築くため、農業の担い手となる人材の育成確保や担い手が活躍できる環境づくりに協力していただく地域の実践的リーダーとして、群馬県では「農業経営士」「農村生活アドバイザー」「青年農業者」として活動していただいている方がいます。

この度、左記のお2人の方が新たに認定されましたので紹介します。

◎農村生活アドバイザー 金岡和佳子さん
平形 清人さん
◎青年農業者



左から吾妻農業事務所吉野所長・金岡和佳子さん・平形清人さん・後藤村長

おしらせ information

農業用免税軽油の申請手続の集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油引取税(32.1円/1ℓ)は、農業に使用する場合などあらかじめ手続を行うことで免除されます。

●**免除の対象** ほ場の耕うん、栽培管理等、農業者が農作業を行う為に使用する機会の燃料として使用する軽油となります。

●**申請期間** 令和3年2月1日(月)～22日(月)

●**申請場所** 吾妻行政県税事務所(中之条合同庁舎1階)

《手続き・お問い合わせ先》

- ・吾妻行政県税事務所 (☎0279-75-3300)
- ・吾妻農業事務所 (☎0279-75-2311)
- ・県庁税務課 (☎027-226-2198)
- ・県庁技術支援課 (☎027-226-3036)

社会福祉協議会・特別会費のご協力ありがとうございました

各事業所より社会福祉協議会の趣旨にご賛同され、福祉事業の浄財となる特別会費についてご協力頂きましたので、ご報告いたします。

貴重な浄財をありがとうございました。(五十音順)

- *あがつま農協高山支店 様
- * (有)OHKI 様

- * (株)関越ゴルフ倶楽部 様
- * (株)須藤工務店 様
- * 高山運輸倉庫(株) 様
- * 高山ゴルフ倶楽部 様
- * (株)平形土建 様
- * (株)若月工務店 様

高山村生涯学習 推進大会中止の お知らせ

令和3年2月に開催を予定していましたが高山村生涯学習推進大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、中止することとなりましたので、お知らせいたします。

村民皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

高山村教育委員会

◆広報たかやま12月号の誤表記について

「広報たかやま12月号」裏表紙「わが家のアイドル」において以下の通り誤りがございました。

誤 わたしの名前は「ひなみ」です。
正 わたしの名前は「ひまり」です。

謹んでお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

高山村持続化給付金(農業者)のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて農産物の売上が低下している農業者に対して、事業の継続を支援するために給付金を交付します。要件に該当する方は申請をお願いします。

●対象者の要件

- (1)高山村内に住所を有する農業者(個人及び法人)
- (2)経営耕地面積が30a以上、又は前年の農作物販売金額が50万円以上の販売農家の方。
- (3)農業者年金の経営移譲年金及び贈与税納税猶予を受けていない方。
- (4)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1カ月(令和2年2月から令和2年12月までの任意の月)の売上高が前年同月と比較して30%以上減少していること。
- (5)村税等を滞納していないこと。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く。)
- (6)税務申告をしていること。また、令和元年分の確定申告書に記載された全ての収入において、最も大きい収入が農業であること。 など

●事業タイプ

【給付金型(上限100万円)】

前年同月比30%以上50%未満減収している農業者に対し、下記の計算方法により給付金を支給。
※国の持続化給付金が対象になる場合は、対象外です。

【計算方法】

給付額=2019年の年間農業収入
－(申請対象とする月の収入×12カ月)

【応援金型(一律30万円)】

前年同月比30%以上減収している農業者に応援金として支給。

※国の持続化給付金の対象者も申請できます。

●持参書類等

- ①高山村持続化給付金交付申請書(役場 農林課に置いてあります)
- ②令和元年分の確定申告書類の控え等写し
- ③令和2年2月～12月までの売上高がわかる帳簿等の写し(給付対象とする月を含めた4カ月間)
- ④申請者名義の通帳の写し(通帳を開いた1・2ページ目)
- ⑤本人確認書類の写し(運転免許証など)
- ⑥印鑑

●申請期限 令和3年1月29日(金)まで

《申請受付・お問い合わせ先》 高山村役場 農林課(直通) ☎ 0279 - 26 - 7951

高山村持続化給付金について

高山村持続化給付金の申請期間は1月末までとなっております。給付条件に該当する方は早めに申請してください。

●申請期間 令和3年1月29日まで

●給付条件

応援型(一律30万円)

- ①税務申告を行っていること。
- ②本社または営業所、店舗等の所在地が村内の法人または個人事業主
- ③高山村に住所を有する個人事業主(店舗等が村外

にある方を含みます。)

- ④令和2年2月から12月までの売上高が前年同月と比較して30%以上減少していること。
- ⑤令和元年分の収入のうち最も大きい収入が営業等であること。 等

給付型(最大100万円)

- ①応援型の給付条件を満たしていること。
- ②売上高の減少率が50%未満であること。

※詳細はお問い合わせください。

●担当 地域振興課



コンパスが新しく
なりました♪♪



制度改正等に伴い、令和2年11月22日より
コンパスの内容やカードデザインが変更されました。
協賛店舗で提示すると、特典やサービスが
受けられるたいへんお得なパスポートです。

対象者の範囲拡大

新婚カップル

【法律婚以外のカップル(パートナーシップ宣誓カップル、事実婚、結婚予定カップル)も対象】

※お2人のどちらかが県内に居住、または通学ないし通勤していることが交付の条件です。

利用期間の延長

結婚した日または発行日から2年間。

(お2人のどちらかが県内に居住、または通学ないし通勤していることが交付の条件です。)

北関東3県の連携

同様の結婚応援事業を行う茨城県(アイパス)及び栃木県(とちマリ)について、各県の協賛店舗で相互利用できるようになります。

◆結婚応援パスポートの入手方法

- ①婚姻届提出時に市町村窓口で交付(業務時間内に提出された方に限ります)。
※業務時間外に提出された方は、県に申請し交付という形になりますのでご注意ください。
- ②県に申請して本人確認等を行い交付。

◆既存パスポート期間の延長について

令和元年11月22日以降の既存のパスポートをお持ちの方で、期間延長(1年→2年)を希望される場合は、県にて新しいカードに交換しますので、県庁にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 群馬県 生活こども課 ☎027-226-2392】

詳しい情報は、群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト



ぐんまスマイルライフ

で検索 <https://smilelife.pref.gunma.jp/konpass/>

納税相談に必要なもの

令和2年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。日程等の詳細は、後日あらためてお知らせします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

共通事項

- ・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等
 - ・印鑑(納付申告の場合は通帳印)
 - ・預貯金通帳(申告者本人名義のものに限る)
- ※金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)
- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」(勤務先より配布)

年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)
- ※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」(税務署から送付されたもの)

上記以外の収入のある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

医療費控除を受ける方

- ・「医療費の明細書」及び「領収書」、「医療費のお知らせ」(各医療保険者から送付されたもの)
- ※個人ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」(日本年金機構から送付)
- ※紛失したときは、「ねんきんダイヤル☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

- ・「控除証明書」(保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください)

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(借入金融機関から送付)
- ・「家屋の登記事項証明書」(前橋地方法務局中之条支局で交付)
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

個人番号カードの交付状況、未取得者へのQRコード付き交付申請書の送付について

●「個人番号カード」を申請したまま受け取っていない方について

個人番号カード(※2)を申請し、「交付通知書(はがき)」が送られている方は、住民課窓口で交付の準備が整っていますので、下記の「必要なもの」を用意して役場住民課窓口までご本人がいらしてください。

※交付通知書(はがき)や通知カード(※1)を紛失されてしまった方も、窓口にて回答書・紛失届等を用意していますので、お早めにマイナンバーカードを受け取りに来てください。

●本人が来られない場合

病気や身体の障害その他やむを得ない理由により、ご本人が来られない場合、「交付通知書(白いはがき)」の「回答書」と「委任状」、暗証番号の部分記入したうえで、代理人に下記の「必要なもの」を持参させてください。

●交付に必要なもの

- ①交付通知書(白いはがき)
②通知カード(緑のカード) } 紛失された方は、窓口で伝えてください。

③本人確認書類

1点でよいもの……運転免許証、パスポート、在留カード等

2点でよいもの……健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証等

2点以上必要な場合…本人が来られない場合、上記「1点でよいもの」も含め、**2点以上の本人確認書類(原本)と、来庁する代理人の本人確認書類**が必要となります。

④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

(※1)通知カード



(※2) 個人番号カード



●個人番号カード未取得者へのQRコード付き交付申請書の送付について

個人番号カードが申請できる【交付申請書】が、未取得の方へ順次送付されます。

申請方法は以下の通りになります。(マイナンバーカード申請が困難な方は住民課窓口でお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。)至急、交付申請書が必要な場合は、住民課窓口で発行可能です。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は…

郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明用写真機から無料でできます。

1 郵便で

- ① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



2 パソコンで

- ① デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- ② 交付申請用のWEBサイト(マイナンバーカード総合サイト)にアクセスします。
- ③ 画面に示がって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



3 スマートフォンで

- ① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- ② 交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。
- ③ 画面に示がって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

オススメ



4 証明用写真機で

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ② 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。



※対応しているまちなかの証明用写真機
株式会社DNPフォトイメージングジャパン
日本オート・フォート株式会社
富士フイルム株式会社

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>) をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に係る 令和3年度固定資産税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している事業者の令和3年度課税分の固定資産税を減免します。

●対象となる固定資産税

令和3年度の事業用家屋及び設備等の償却資産(土地は対象外)

●減免の対象者

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人で、従業員1000人以下の場合
- ・個人で従業員1000人以下の場合

●減免条件・減免割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率が次のいずれかの場合。

①50%以上減少 全額

②30%以上50%未満 2分の1

●申告方法

認定経営革新等支援機関等(認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関等)の確認を受けた申告書(原本)と添付書類(同機関に提出した書類と同じもの)を高山村役場税務会計課に提出してください。(申告書以外はコピー可)

●申告期間

令和3年1月4日(月)から
令和3年2月1日(月)まで

詳細は高山村HPまたは中小企業庁HPでご確認ください。

《問い合わせ先》 税務会計課 ☎ 0279 - 63 - 2111

「住民基本台帳の一部の写し」閲覧状況

令和2年1月～令和2年12月分 閲覧はありませんでした。

人口と世帯数 (12月1日現在)

人口	3,635人 (+ 2)
男	1,821人 (+ 4)
女	1,814人 (- 2)
世帯数	1,512世帯(± 0)

※()内は、前月との比較

納税等 ★印が1月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者保険料	使用料・上下水道
4月			●					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●	
9月				●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●	
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	
1月	★	★		★	★	★	★	★
2月				●	●	●	●	
3月				●	●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費